

徳島県「こどもの居場所」づくり支援事業実施要領

1 目的

徳島県「こどもの居場所」づくり推進ガイドラインに基づき、地域のこどもと家庭を支える「見守り支援」および「安全・安心な交流・体験」の場として、「こどもの居場所」の質・量両面での充実を図る。あわせて、持続可能な運営を支援する体制を整備することで、地域におけるこどもと家庭への見守り体制を強化する。

2 事業の内容等

(1) 「こどもの居場所」機能強化支援事業

①こども食堂応援連絡会議

こども食堂運営者、市町村、中間支援団体等が参画し、県内外の取組事例を共有し、地域における持続可能な居場所の運営手法・支援方法について横展開を図る。

②「こどもの居場所」スーパーバイザー派遣

フリースクールを含め、「こどもの居場所」を対象として、児童福祉や家庭支援、環境整備等の有識者をスーパーバイザーとして派遣し、機能強化を支援する。

③「こどもの居場所」応援リーダー活動支援

地域でネットワーク化に取り組む運営者の活動を支援し、ボランティアスタッフ、寄付食材等をはじめとした地域資源の活用を促進する。

(2) 「こどもの居場所」多様化推進事業

「こどもの居場所」情報発信

(ア) こどもの居場所の開催情報を収集し、オープンデータを整備する。

(イ) オープンデータを基として各種開催情報を周知・発信する。

3 その他

この要領に定めるもののほか、こどもの居場所づくりの推進に必要な事項があれば、別に定めことができるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。